

第15回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年7月10日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第15回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年7月10日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)

第5 議案第3号 大網白里農業振興地域整備計画の変更（隨時変更）について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1～2)

第7 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1～4)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野 口 裕 之	主 査	千 葉 利 憲
主任書記	戸 田 久 子	主任書記	長谷川 聰 彦
書 記	谷 口 智		

## ◎開会

○議長 ただいまより、第15回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第15回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時05分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、齋藤重幸委員及び今関喜明委員にお願いいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、桂山字駒形下、地目 畑の1筆、面積323平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、自宅に近接した農地のため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中よりやや左上に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、清名幸谷字屋敷、字稻荷前、地目 田の3筆、面積991

平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、真ん中より右下に2つに点在して1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから9ページまでになります。

なお、整理番号1から2の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたら、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明の通りです。

7月2日、鵜澤推進委員と2名で、権利者宅にて話を伺いました。

権利者は自宅に近く耕作しやすいということで、義務者からの話をもらった時には、わかりましたとすぐ承諾したことでした。

義務者は遠方のため、電話にて話を伺いました。

義務者は相続により農地を取得したため、耕作並びに管理ができないとのことで、今回、権利者にお願いしたところ、話がまとまり今回の申請に至っております。

何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査報告を行います。

7月2日、齋藤推進委員さんと権利者宅に伺い、お話を伺って参りました。

内容は事務局説明の通りでございます。

義務者が、農業は縮小するということで、権利者が自宅から耕作しやすい、近いというこ

とで、この話になったそうでございます。

権利者も一生懸命頑張るという話でございました。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第2号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号2から4は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第2号の整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の3ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は4人、利用権の設定をする者は4人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が10筆で、面積8,437平方メートル、畠が2筆で、面積2,768平方メートル、田と畠の合計面積は、11,205平方メートルでございます。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が3件、更新が1件の合計4件でございます。

整理番号1から4の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、金谷郷、畠が1筆、485平方メートル、6年、金納、10アール当たり、7千円、更新。

整理番号2から4は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等をすることができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号2、養安寺、田が4筆、3,142平方メートル、10年、金納、10アール当たり、7千円、新規。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

整理番号3、細草、田が6筆、5,295平方メートル、10年、金納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム相当額、新規。

整理番号4、細草、畠が1筆、2,283平方メートル、10年、金納、全面積で、111,050円、新規。

なお、整理番号1から4の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号1につきましては更新契約の利用権設定案件であり、また、整理番号2から4につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から4について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から4の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

### ◎議案第3号

○議長 次に、日程第5、議案第3号、大網白里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局から議案第3号の案件番号、除外1から除外4までについて、説明をお願いいたします。

なお、説明に当たり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更の隨時変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められているものでございます。

詳細につきましては、農業振興課から説明をさせていただきます。

○農業振興課 農業振興課農政班の鵜澤と申します。

私からは、議案第3号、大網白里農業振興地域整備計画の変更、隨時変更の各案件についてご説明申し上げます。

先ほど説明もございましたが、今回、農振法施行規則に基づき、農業委員会に意見を照会させていただいております。

総会資料の9ページをご覧ください。

今回の照会につきましては、事業計画は4案件ございますが、すべて重要変更で農用地からの除外となります。

それでは、最初に除外1について、ご説明申し上げます。

参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

事業計画地は永田字南中原、面積は2,367平方メートル、事業計画者は、参考資料の通りでございます。

本件では、事業計画地に隣接して、既存の資材置場等がございますが、既存の敷地は一部狭くなっている箇所があり、作業効率が悪く、資材置場としても敷地が不足している状態です。

このことから、作業の安全性確保と、資材置場の拡張のため、進入路等、資材置場を確保するため、隣接する農用地を除外して一体的に活用する計画となっております。

事業計画者は、周辺土地での事業計画を検討しましたが、事業計画地以外では、所有者の承認を得られなかつたことから、やむを得ず農用地である事業計画地を選定しております。

次に、参考資料の3ページをご覧ください。

こちらは、位置図になっておりますが、事業計画地は地図の右下に申請地と記載された場所になります。

次に、参考資料の8ページをお願いします。

こちらは、除外1の土地利用計画図となっております。

除外1の説明は以上でございます。

次に、除外2について、ご説明申し上げます。

参考資料につきましては、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

事業計画地は南今泉字前川、面積は 2 筆で 2,771 平方メートル、事業計画者は議案書の通りでございます。

本件の事業計画は、コンビニエンスストア用地です。

事業計画地の選定に当たっては、事業計画者が定める出店基準があり、約 700 項目について調査し、売上基準を満たすかどうかの判断を行っております。

事業計画地は、事業計画者が定めるこの基準を満たし、また、売上基準を満たしていると判断されたこと、また、周辺の土地での事業計画を検討した結果、土地所有者の承諾を得られなかつたことや、この調査の結果、売上の見込みが十分に立たない等の理由から、やむを得ず農用地である事業計画地を選定しております。

次に、参考資料の 12 ページをお願いいたします。

こちらは、位置図になっておりますが、事業計画地は、地図中央付近、太線で囲まれた場所で、市の公共施設から県道を挟んだ北側となります。

また、本案件の土地利用計画や建築する店舗等の平面図、立面図は、参考資料の 14 ページから 18 ページまでとなっております。

除外 2 の説明は以上でございます。

次に、除外 3 について、ご説明申し上げます。

参考資料の 26 ページ、27 ページをご覧ください。

事業計画地は、北横川字下沼、1,470 平方メートルの内 460 平方メートル、事業計画者は、資料の通りでございます。

本件の事業計画は、既存店舗の駐車場の拡張となります。

本件では、事業計画地に隣接する既存の敷地において、繁忙時間帯に駐車スペースが不足している状況があり、店舗の本社から事業計画者に駐車場拡張整備計画の協力の依頼がありました。

これを受けて事業計画者は、自身が所有する土地で事業計画を検討しましたが、協力依頼にあった、同等敷地となる候補地がないことから、県道山田台大網白里線に面しており、既存の店舗の敷地に隣接する事業計画地をやむを得ず、事業計画地として選定しております。

次に、参考資料の 28 ページをお願いいたします。

事業計画地は、地図の中央付近、申請箇所と、矢印で示された場所になります。

次に参考資料の 31 ページ、32 ページをお願いします。

こちらにつきましては、本案件の土地利用計画図となっております。

除外 3 の説明は以上でございます。

次に、除外 4 について、ご説明申し上げます。

参考資料の 36 ページ、37 ページをお願いいたします。

事業計画地は、金谷郷字越谷台、面積は 270 平方メートル、事業計画者は、資料の通りでございます。

本件の事業計画は、業務用の駐車場として 8 台分の駐車スペースとなります。

事業計画者は、既存の駐車場として、事務所の敷地に、5 台分のスペースを確保しております。

しかしながら、会社の車両や、従業員、来客数の増加に伴い、駐車スペースが不足し、駐車場の確保が必要となったことから、事務所周辺の土地で事業計画を検討しました。

その結果、事業計画地以外の土地では、農地として耕作をしていること等の理由で、所有者の承諾を得られなかったことから、やむを得ず農用地である事業計画地を選定しております。

次に、参考資料の 38 ページをお願いいたします。

位置図になりますが、事業計画地は地図中央付近の左上、黒く塗られている場所となります。

次に、参考資料の 40 ページをお願いいたします。

こちらは本案件の土地利用計画図となっております。

議案第 3 号、各案件の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局及び担当課より説明がありましたが、本案については農地部会において現地調査を行っております。

内海農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○内海委員 それでは、ご報告いたします。

去る 7 月 5 日、農村ふれあいセンター研修室において、農地部会会議を開催し、先ほど農業振興課から説明がありましたとおり、同様の説明を受けたところでございます。

会議当日は、概要説明、質疑応答ののちに、現地調査を行い、各案件について、農地部会の意見を決定いたしました。

議案書の 10 ページから 13 ページまでが、農業振興地域整備計画の変更の随時変更にかかる、除外、4 案件の意見表でございます。

それでは、農地部会の意見について、案件毎に報告させていただきます。

議案書の 10 ページをご覧ください。

はじめに、案件番号、除外 1 における、場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3 つの項目について意見を求められております。1 項目め、農用地の集団化に支障があるか、2 項目め、農作業の効率に支障があるか、3 項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるかということでございます。

この案件は、中原地区に隣接し、また、北側は市道に面し、東側は願い出者において、資材置場用地として利用しております。

参考資料の 1 ページから 2 ページまでをご覧ください。

下の方に、願い出者から、2. 事業計画や 3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、願い出者における既存の資材置場が不足していることに加えて、敷地が一部狭くなっています、作業効率が悪いために計画されたものであります。

農振農用地から除外後において、農地区分は第 1 種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の 2 分の 1 を超えないものに該当すると考えられます。

そのようなことから、意見表の 1 項目めから 3 項目めまで、なしと決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

案件番号、除外 2 における、場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3 項目につきましては、除外 1 と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。

この案件は、東側、南側及び西側が市公共施設や店舗、住宅に接し、南側及び西側は県道に面しております。

参考資料の 10 ページから 11 ページまでをご覧ください。

下の方に、願い出者から、2. 事業計画や 3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、願い出者における出店基準を満たす候補地の中で、事業計画地は基準を満たしていることから、駐車場及びトイレ等を備えたコンビニエンスストア用地として計画されたものであります。

農振農用地から除外後において、農地区分は第 1 種農地に該当すると考えられ、原則とし

て許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、農地法施行規則第35条第4号に規定されております、休憩所に類する施設に該当すると考えられます。

そのようなことから、意見表の1項目めから3項目めまで、なしと決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

案件番号、除外3における、場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3項目につきましては、除外1と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。

この案件は、東側にコンビニエンスストアの店舗が隣接し、南側は県道に面しております。

参考資料の26ページから27ページまでをご覧ください。

27ページに、願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、コンビニエンスストア事業者及び店舗オーナーから、繁忙期の来客者や従業員等が利用する駐車スペースが不足していることから、駐車場用地としての依頼に賛同し、計画されたものであります。

農振農用地から除外後において、農地区分は第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を超えないものに該当すると考えられます。

そのようなことから、意見表の1項目めから3項目めまで、なしと決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

案件番号、除外4における、場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3項目につきましては、除外1と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。

この案件は、季美の森地区に近接し、西側は県道に面しております。

参考資料の36ページから37ページまでをご覧ください。

下の方に、願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、願い出者において隣接する地区にある本社事務所の既存駐車場は、社用車及び従業員の駐車スペースが不足しているために、駐車場用地として計画されたものであります。

農振農用地から除外後において、農地区分は第3種農地に該当すると考えられます。

そのようなことから、意見表の1項目めから3項目めまで、なしと決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

農地部会からの報告は、以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、案件番号、除外1から除外4までについて、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、議案第3号に対する質疑を終結し、案件番号、除外1から除外4までについて、順次採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には退室していただきます。農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、案件番号、除外1について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、案件番号、除外1は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、案件番号、除外2について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第3号、案件番号、除外2は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、案件番号、除外3について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、案件番号の除外3は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、案件番号、除外4について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、案件番号、除外4は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

---

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の15ページから16ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は4件でございます。

法務局から照会がありました各農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、日程第6から日程第7の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 内海委員。

○内海委員 農地部会から、毎年、行っております農地の利用状況調査の実施についてのご協力のお願いでございます。

調査内容は、現地を調査して遊休農地の区分を判定していただき、調査結果を9月8日の総会時に事務局へ提出していただくことになります。

なお、詳細につきましては、総会閉会後の第1回遊休農地調査説明会の中で、事務局から説明していただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、水稻防除や稻刈りを控える中の実施となり、誠に恐縮でございますが、農地法に定められた業務でございますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上が、農地部会からのお願いでございます。

○議長 ただいま、農地部会長から協力依頼がありました、遊休農地調査について、委員の皆様方のご協力をお願いいいたします。

それでは、ほかにございませんか。

○議長 事務局。

○事務局 それでは、事務局から1点、連絡事項がございます。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております、A4判の令和5年度農業委員会役員会・総会予定表でございます。

今年3月にお配りした時点では、8月総会が通常総会でございましたが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見につきまして、議案として審議していただく必要が生じました。

そのため、先月29日開催の役員会におきまして、合同総会に変更することに決定いたしました。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決定いたしますことから、調査依頼もしくは出席依頼の文書によりまして、お知らせいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

---

◎閉会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第15回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時49分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月10日

農業委員会会長

鵜澤英夫

署名委員

齊藤重幸

署名委員

今瀬喜明